

第 3 2 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 5 年 2 月 3 日 午前 9 時 30 分～午前 10 時 42 分

場 所 中央公民館 視聴覚室

出欠者 出席者 16 名 欠席者 2 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

報告 第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出について

報告 第 3 号 一時転用の届出について

議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の
規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権
移転について

議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用
配分計画について

議案 第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について

議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（14 名）

1 番	吉田 孝行	2 番	中村 伸秀
3 番	松永 博視	4 番	岡本 義照
6 番	井寺 知江子	7 番	成清 輝美
8 番	角 豊明	9 番	中村 浩章

10番	北原 良輝	12番	溝口 弘之
13番	城戸 孝行	14番	富安 春二
15番	古賀 重満	16番	坂本 好教

本会議に欠席した農業委員（2名）

5番	近藤 茂	11番	城戸 慎吾
----	------	-----	-------

会議に出席した事務局職員

事務局長 田 中 幸 裕
課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午前9時30分 開会

○事務局

おはようございます。総会前にちょっと差替え分を机の上に置かせていただいておりますのでその分を先に説明させていただきたいと思います。2枚ですね、差替えページを置いていたかと思います。（差替え内容の説明）それでは事前の説明は以上でございますので、総会前に携帯電話の方はですねマナーモードにさせていただきますようによろしくお願い致します。

○議 長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。只今から第32回農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は5番の近藤茂委員、11番の城戸慎吾委員が欠席でございます。

次に注意事項でございます。新型コロナウイルス感染症の対策として、できるだけ短時間での総会となるよう事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される委員さんは議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては最後の協議事項の際にお願い致します。

本日の議事は報告事項が3件、議案が7件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。

次に議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には6番の井寺知江子委員、7番の成清輝美委員にお願い致します。

それでは、報告事項に入ります。報告第1号から第3号について続けて事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは今回もできるだけ簡潔に説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。議案書の1ページをお願い致します。先ず、

報告第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について
でございます。

利用権の解約は5件でございます。第1項は中間管理事業へ移行のための解約、捲っていただきまして第2項と第3項は売買のための解約、第4項は元々水田で無かった農地を利用権設定されていたための解約、第5項は転用されるための解約となっております。

○事務局

続きまして、議案書の4ページをお願いします。

報告第2号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について でございます。

第1項、所在、熊野、地目、田1筆、面積761㎡のうち196㎡、申請人は熊野の____さん、転用事由は農業用倉庫建設でございます。地図の1ページをご覧ください。こちらですね既存の農業用倉庫が老朽化しているためですね、建替をされるものでございます。200㎡未満については届出となっております。説明は以上です。続けて、

報告第3号 一時転用の届出について でございます。

第1項 使用貸借、所在、津島、地目は田1筆、面積833㎡、貸人は津島の____さん、借人は津島の____さん、申請事由は筑後広域公園の工事等における現場事務所及び駐車場として利用するとなっております。地図は2ページでございます。一時転用の期間がですね1月11日から3月31日までの3ヶ月です。説明は以上で

ございます。

○議長

ありがとうございました、これで報告事項を終わります。

次に議案第1号を提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書6ページをお願い致します。

議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について でございます。

第1項、氏名、_____、住所、筑後市北長田、経営形態、普通作とぶどう、面積、810a、農業労働力、計2名でございます。こちら久恵の畑を基盤法で購入されるための申請となっております。____さんは認定農業者で、認定計画に作物に畑作も計画されており、購入予定の農地でもその畑作を作られる計画となっております。議案第1号の説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終わりました第1項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第1号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に議案第2号、基盤法の所有権移転は4件でございますが、第1項と第2項は推進機構への所有権移転でございますので一括して提案し、裁決はそれぞれに致します。それでは議案第2号第1項及び第2項について提案します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の7ページをお願い致します。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について
でございます。

第1項、所在、前津、地目は畑と樹園地計5筆、面積合計で752.52㎡、渡人、春日市の_____さん、受人、福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で_____円でございます。反当たりでいきますと計算すると約_____円となります。で、購入予定者はあっせん登録された方が購入される計画、前津の方ですけど、そういう予定となっております。と、現地には梨が植わっております。

続きまして、第2項、所在、鶴田、地目、田5筆、面積計の12,638㎡、渡人、鶴田の_____さん、受人、福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で_____円でございます。こちら反当に直しますと約_____円でございます。先月ですね、1月にあっせん登録された方がですね、購入予定の農地となっております。1項及び2項の説明は以上でございます。

○議長

それでは、議案第2号第1項、第2項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので順に採決をとります。先ず、議案第2号第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

次に第2項について採決をとります。承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

次に第3項と第4項も関連致しますので一括して提案し、採決はそれぞれに致します。それでは議案第2号第3項及び第4項について提案します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書8ページでございます。第3項、所在、新溝、地目、畑2筆、面積計

で1,778 m²、渡人、福岡県農業振興推進機構、受人、大字長浜の_____さん、作物は茶、売買価格は_____円でございます。

続きまして、

第4項、所在、新溝の、田5筆、畑3筆で、面積計で3,277 m²、渡人、福岡県農業振興推進機構、受人、大字長浜の_____さん、作物は茶、売買価格は_____円でございます。こちら、____さんと____さんは親子でございまして、お二人ともあっせん登録を受けておられる認定農家で、親子間で分けて取得されるという計画でございます。3項及び4項の説明は以上でございます。

○議長

それでは議案第2号第3項、第4項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので順に採決をとります。先ず第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

次に第4項について裁決をとります。承認することに賛成の方挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することに致します。

次に議案第3号を提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の9ページをお願い致します。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画について でございます。

中間管理事業を活用した利用権設定でございますが、第1項のみ説明させていただきます。権利種別、貸借権設定、第1項、所在、富重の畑4筆、面積計で1,356 m²、利用権、賃貸借、貸人、富重の_____さん、高江の_____代表相続人_____さ

ん、受人、富重の_____さん、利用目的はぶどう、借賃は反当たりで_____円、期間は令和12年まででございます。これは他の農地と期間を合わせるための設定でございます。説明は以上でございます。

○議長

それでは議案第3号について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第3号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に議案第4号を提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の13ページをお願い致します。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について

でございます。

利用権設定は8項までが新規又は更新でございまして、最後18ページになりますけれども、第9項は今まで別議案としておりました利用権の変更でございます。この変更は本来農業委員会への付議を規定されているものではございませんが、以前から意見照会をされておりましたため付議をしておったものでございます。変更についてはですね。中身としては新規や更新と同じ利用集積計画、利用権設定の利用集積計画でございますので、今回同一議案にさせていただいております。それを踏まえまして、全部で9件ございますが、13ページの第1項のみ説明させていただきます。

権利種別、貸借権設定、第1項、所在、大字前津、地目、樹園地1筆、面積3,183㎡、利用権は賃貸借、貸人、大字前津の_____さん、借り人、同じく前津の_____さん、利用目的、梨、借賃は反当たりの_____円、期間は令和14年までの約10年間でございます。続きまして集計でございます。議案書の先ほど差替えの分になりますけれども、19ページをお願い致します。括弧書きの中間管理事業分は内数となっておりますが全体だけ読上げさせていただきます。左上の総計でございます。田

21件、面積91,480㎡、畑4件、面積4,682㎡、合計25件の面積96,162㎡でございます。内訳でございます。新規・再設定別では、新規が24件の再設定が1件ですね、通年・期間借地の別では通年23件の期間借地2件、小作料納入別では、金納22件、耕起代掻2件、使用貸借1件、と、貸借期間別は、1年が1件、2年が4件、4年が7件、5年が5件、6年が1件、8年2件、10年が4件と15年が1件でございます。期間が6年とか4年とかずれておりますのは、5年に合せようとされてはあるんですけども、終期、終わりが6月か11月に合せていただくようにしておりますので、端数が生じております。そういった関係でですね、ちょっとずれているところがあります。と、法人____さんの方が法人の意向でですね、15年とちょっと長い期間を設定されてございます。

また、9項の変更につきましては、新たな賃貸借契約が発生するものではございませんので集計には含めておりません。議案第4号の説明は以上でございます。

○議長

それでは議案第4号について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第4号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に議案第5号、農地法3条でございます。本日の案件は3件でございます。それでは第1項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書は20ページをお願い致します。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、売買、所在、熊野、地目、田1筆、面積1,299㎡、渡人、みやま市の____さん、受人、大字蔵数の____さん、申請事由は渡人の希望によるもので、作物は水稻麦大豆でございます。この農地は法人____へ利用権設定がされておりますけれども、耕作者の同意書が添付されておまして、受人は法人____の代表で耕

作に携われる方でございます。そういう計画になっております。説明は以上でございます。

○議長

それでは次に第1項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

今、事務局からの説明どおりでございます。今この____さんが作ってあるので、もう買うてくれんかっちゅうことでむりやり融通きかせて作ってくれちゅうことで、もう____さんの方が了解ってことでそういうかたちになっておりますんで、よろしくお願いしときます。

○議長

それでは説明が終わりましたので質問のある方はどうぞお願い致します。どうぞ。

○委員(1番)

はい。あの売買価格言われましたかね、ちょっと聞きそこねたっちゃか。

○事務局

いえ、言ってないです。すいませんちょっとお待ちください。(書類確認) すいません、売買価格は総額で_____円とされております。

○議長

いいですか。(はい。)他にございませんか。

【質問なし】

それでは他に質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について許可することに賛成の方は、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に第2項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第2項、契約、贈与、所在、水田、地目、田1筆の面積50㎡、渡人、大字折地の_____さん、受人は久留米市の_____さん、こちら兄弟間の贈与でございます。耕作面積が下限面積を下回っておりますけれども、渡人と受人は住所は異なっておりますが以前からの同一経営でございまして、家族内での所有権移転でございます。

渡人のお兄さんが高齢で施設に入られるということで、受人である弟さんが管理をされるためでございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議 長

それでは担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい、只今事務局の説明どおりでございます。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので第2項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に第3項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約、売買、所在、若菜、地目、畑1筆、面積1,166㎡、渡人、広川町の_____さん、受人、山ノ井の_____さん、申請事由は渡人の希望で、売買価格は全部で_____円でございます。こちら作物はぶどうを栽培される計画でございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。只今事務局の説明のとおりであります。ご審議方よろしくをお願いします。

○議 長

それでは第3項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することに致します。

次に議案第6号、農地法第4条の転用について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書21ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について です。

第1項、所在、野町、地目、畑3筆、面積合計の1,091㎡、申請人は、野町の____さん、申請事由は貸駐車場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページです。(地図により位置説明)こちらの農地は、宅地化が進んでいるところで第3種農地で原則許可となっております。こちらのほう貸先はですね、ちょうど対面の方に_____さんがありますが、_____の息子さんがですね中古車販売業を西牟田の方で営んでおられるそうですけれども、そちらの方に貸される計画でございます。契約期間は10年という計画でございます。説明は以上でございます。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。只今事務局の説明どおりでございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長

それでは説明が終わりました。議案第6号について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。議案第6号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に議案第7号、農地法第5条の転用でございます。本日の案件は9件でございます。

す。それでは、第1項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書22ページをご覧ください。

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について です。

第1項、契約、売買、所在、上北島及び野町、地目は田8筆、畑1筆、面積合計の5,075㎡、渡人は和泉の_____さん、鶴田の_____さん、受人は広川町の____株式会社さん、申請事由は緑地という計画となっています。これはですね、工場立地法に伴う緑地をですね、20%以上確保するためにですね今回の転用の計画をされたものでございます。場所の確認をお願いします。地図の4ページです。(地図により位置説明)こちらの農地区分は10ha未満の農地で第2種農地、_____工場に隣接する農地で敷地拡張は許可可能となっております。3,000㎡を超えますけれども緑地の整備のためですね、工場立地法でこちら開発されてますので開発行為は不要というところでございます。こちらのほう緑地としての計画としてはですね、クヌギを124本植栽される予定でございます。土地の価格は総額の_____円、坪単価の約円、説明は以上です。

○議長

それでは次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。この_____がですね、最近会社を敷地内に建て増ししております。そのための緑地確保ちゅうことでこのようになっております。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第1項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第7号第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第2項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書23ページをご覧ください。第2項、契約、売買、所在、野町、地目田1筆、面積891㎡、渡人は野町の_____さん、受人は同じく野町の_____さん、申請事由は貸駐車場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の5ページです。(地図により位置説明)農地の広がりには10ha未満の第2種農地になります。こちらの方、貸駐車場、貸先の相手は_____さんになります。こちら受人の_____さんはこの_____の役員さんでございます。土地の価格は_____円、坪単価の約_____円、説明は以上です。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。只今事務局より説明のあったとおりでございます。ご審議の方よろしくお願い致します。

○議長

それでは説明が終わりましたので第2項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第7号第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第3項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第3項、契約、使用貸借、所在、野町、地目、畑1筆、面積393㎡のうち47.6㎡、貸人は野町の_____さん、借人は蔵数の_____さん、申請事由は一時転用で選挙事務用地となっております。場所の確認をお願いします。地図の6ページをお願いします。(地図により位置説明)用途地域、第3種農地、原則許可となります。一時転用の期間は3月1日から4月30日までの2ヶ月となっております。説明は以上

です。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。只今事務局より説明のあったとおりでございます。審議のほどよろしくお願
いします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので第3項について質問のある方はどうぞお願いを致
します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第7号第3項について承認
することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第4項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第4項、契約、売買、所在、久富、地目、畑1筆、面積233㎡、渡人は西牟
田の_____さん、受人は熊野の_____さん持分5分の4、久富の_____さん持
分5分の1、____さんと____さんは義理の親子になられます。申請事由は自己住宅建
設となっております。場所の確認をお願いします。地図の7ページでございます。(地
図により位置説明)北の方へです。ねずうっと10ha以上の広がりのある農地で第1
種農地、集落接続で1種農地の例外規定により許可可能となっております。土地の価
格は_____円、坪単価の約_____円、説明は以上です。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

今事務局の説明どおりでございます。ご審議方よろしくお願
い致します。

○議 長

それでは第4項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第7号第4項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第5項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第5項、契約、使用貸借、所在、蔵数、地目、田1筆257㎡のうち118.14㎡、畑1筆、面積合計の331.14㎡、貸人は蔵数の_____さん、借人は西牟田の____さん、____さんの娘の夫、こちらも義理の親子になられます。申請事由は自己住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の8ページをお願いします。

(地図により位置説明)南から東へ10ha以上の広がりのある農地で第1種農地ですけれども集落接続により許可可能となっております。説明は以上でございます。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

今事務局の説明どおりでございます。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長

それでは第5項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第7号第5項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第6項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書24ページをご覧ください。第6項、契約、売買、所在、熊野、地目、畑1筆、面積149㎡、渡人、大阪府堺市の_____さん、受人は東京都西東京市の株式会社____さん、申請事由は建売住宅建設1棟となっております。場所の確認をお願いします。地図の9ページをお願いします。(地図により位置確認)周りを住宅に囲ま

れた農地で第3種農地、原則許可のところでは、土地の価格は_____円、坪単価の_____円です。____さんは筑後市内での転用はすべて完了、県内では飯塚とか筑豊の方ですね過半要件をクリアしているということで農林事務所から聞いています。説明は以上です。

○議長

それでは担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

これは、お兄さんが亡くなられて弟さんの方に名義変更されてそれを売るというかたちになっております。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長

それでは説明が終わりましたので第6項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。議案第7号第6項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第7項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第7項、契約、売買、所在、折地、地目、畑1筆、面積661㎡、渡人は大牟田市の_____さん、受人は久留米市城島町の_____さん持分10分の7、同じく_____さん持分10分の3、ご夫婦でございます。申請事由は自己住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の10ページです。(地図により位置説明)10ha以上の広がりのある農地で第1種農地ですが、集落接続により許可可能となっております。土地の価格は_____円、坪単価の約_____円です。説明は以上です。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今事務局の説明どおりでございます。皆様のご審議よろしくお願い致します。

○議長

それでは説明が終わりましたので第7項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第7号第7項について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第8項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第8項、契約、売買、所在、常用、地目、田1筆、面積1,152㎡、渡人、柳川市の_____さん、受人は常用の株式会社____さん、申請事由は駐車場及び資材置場整備となっています。こちら報告の第1号で説明した案件になります。場所の確認をお願いします。地図の11ページをお願いします。(地図により位置説明)10ha以上の広がりのある農地で第1種農地、敷地拡張はですね既存敷地の2分の1以内により第1種農地の例外規定に該当することから許可可能となっております。令和4年12月28日に農振除外が完了しております。土地の価格は_____円、坪単価の約_____円です。説明は以上です。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。今事務局から説明のあったとおりです。地図については11ページを参照ください。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので第8項について質問のある方はどうぞお願いを致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第7号第8項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第9項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第9項、契約、売買、所在、富久、地目、田2筆、面積合計の1,440㎡、渡人は富久の_____さん、受人は久留米市三潞町の_____さん、申請事由は貸廃車置場の計画となっております。場所の確認をお願いします。地図の12ページでございます。(地図により位置説明) 広がり10ha未満の第2種農地、敷地拡張で許可可能となっております。廃車置場の契約先はですね、_____さんが代表されている_____さん、自動車解体業をされております。こちらの申請地に行くには、こちらに書いてあります西側ですね30年11月許可とか、そちらの方から行かれるそうでございます。現在ですね敷地にはフェンスとブロックをついてきちんとしてありますが、そこを取り外してですね、こちらの方に行かれるという計画と伺っております。土地の価格は総額の_____円、坪単価の約_____円です。説明は以上です。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。これにつきましてはですね、今度のこの圃場ですけども、ここに入る場所がもう無くなってしまってますね、_____さんに3年前から話を付けてですね、売るという契約ができとって、3年前に転用届けを出してあったそうです。で、今度これになっております、売買ですね。説明は事務局のとおりです。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので第9項について質問のある方はどうぞお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第7号第9項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

本日の案件は、これですべて終了致しました。

これをもちまして第32回農業委員会を閉会致します。

午前10時42分 閉会